

令和 2 年 No.60

○東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

様式の追加及び公示の方法の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和 2 年12月 9 日 教員研究評議会 審議・承認

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年12月10日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規程第35号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：様式の追加及び公示の方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 各学系及びセンターにおける客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。</p> <p>2 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有するものとして学長が推薦したものに係る客員教授等の選考は、<u>客員教授等候補者選考調書（様式第1）</u>により、<u>役員会の議を経て</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考委員会の開催)</p> <p>第8条 第6条第1項の選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前<u>（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）</u>までに公示することにより替えることができる。</p> <p>2 第6条第2項の選考委員会を開催するときは、総合教育科学系長（理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を当該センターの運営委員会に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前<u>（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）</u>までに公示することにより替えることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を<u>客員教授等候補者選考報告書（様式第2）</u>により教授会に報告した後、<u>客員教授等候補者選考結果報告書（様式第3）</u>（次項において「<u>選考結果報告書</u>」という。）により教育研究評議会に報告しなければならない。</p> <p>2 学長は、第3条第2項により客員教授等を選考したときは、その選考に至った経緯を<u>選考結果報告書</u>により、教育研究評議会に報告しなければならない。</p> <p>3 当該学系長（第3条第2項に係るものにあつては学長）は、前条第2項により選</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 各学系及びセンターにおける客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。</p> <p>2 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有するものとして学長が推薦したものに係る客員教授等の選考は、<u>役員会の議を経て</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考委員会の開催)</p> <p>第8条 第6条第1項の選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。</p> <p>2 第6条第2項の選考委員会を開催するときは、総合教育科学系長（理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を当該センターの運営委員会に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を<u>客員教授等候補者選考報告書（様式第1）</u>（次項において「<u>選考報告書</u>」という。）により教授会に報告した後、<u>客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）</u>により教育研究評議会に報告しなければならない。</p> <p>2 学長は、第3条第2項により客員教授等を選考したときは、その選考に至った経緯を<u>選考報告書</u>により、教育研究評議会に報告しなければならない。</p> <p>3 当該学系長（第3条第2項に係るものにあつては学長）は、前条第2項により選</p>

考した者に客員教授等の称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書（様式第4）により、教授会及び教育研究評議会（第3条第2項に係るものにあつては、教育研究評議会）に報告しなければならない。

（人事異動通知書の交付）

第13条 客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には、人事異動通知書（様式第5）により行うものとする。

2 〔省略〕

〔省略〕

様式第1（第3条第2項関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考調書

年 月 日

役員会

（1頁）

選考調書

<u>氏 名</u>	
<u>選考区分</u>	
<u>生年月日（年齢）</u>	
<u>最終学歴</u> <u>卒業・修了年月</u> <u>学位・称号</u> <u>取得年月</u>	

考した者に客員教授等の称号を付与するときは、客員教授等称号付与報告書（様式第3）により、教授会及び教育研究評議会（第3条第2項に係るものにあつては、教育研究評議会）に報告しなければならない。

（人事異動通知書の交付）

第13条 客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には、人事異動通知書（様式第4）により行うものとする。

2 〔省略〕

〔省略〕

現職	
教育・研究歴	
本学における 職務内容 勤務形態	
称号付与予定期間	
備考	

備考 1 「教育・研究歴」欄は、教育・研究歴のほか、主な職歴、調書及び論文等参考となるものを記載する。

2 「本学における職務内容」欄は、具体的な調査・研究内容、担当授業科目名及び勤務形態を記載する。

様式第2（第12条第1項関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考報告書
 ○○講座（○○分野）
 ○○センター

年 月 日
 学系教授会

〔省略〕

様式第1（第12条関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考報告書
 ※ ○○講座（○○分野）
 ○○センター

年 月 日
 学系教授会
 教育研究評議会

備考 第3条第2項に係るものにあつては、※の記載を要しない。

〔省略〕

様式第3 (第12条第1項, 第2項関係)

客員教授等候補者選考結果報告書

講座(分野)名 ・ センター名	氏名 生年月日(年齢)	現職	選考区分	選考委員会		称号付与 予定期間
				開催年月日	賛成投票数/投票総数	

備考 第3条第2項に係るものにあつては, 「講座(分野)名・センター名」欄,
「選考委員会」欄の記載を要しない。

様式4 (第12条第3項関係) [省略]

様式5 (第13条関係) [省略]

附 則

この規程は令和 年 月 日から施行する。

様式第2 (第12条関係)

客員教授等候補者選考結果報告書

講座(分野)名 ・ センター名	氏名 生年月日(年齢)	現職	選考区分	選考委員会		称号付与 予定期間
				開催年月日	賛成投票数/投票総数	

様式3 (第12条第3項関係) [省略]

様式4 (第13条関係) [省略]